平成 17 年度県民モニター第３回アンケート調査（テーマ：食の安全・安心について）
自由意見への対応状況等について

モニターの皆さんから自由に記入いただいた内容に対し、県の対応状況や考え方を示しています。

Ｑ　不安を解消するために必要なこと（前問の選択肢以外で自由記入）
（３２０件記載）

番号	意見等の概要	件数	対応状況や考え方
1	生産者（地）や製造事業者の情報、添加物や農薬等の使用履歴、詳細な検査データ等を誰でもわかるように表示する。	８１	**〈既存施策・事業で対応〉** 県民が安全な食品を安心して購入できるよう、事業者に対し、法令に基づく添加物等の適正な食品表示について指導、監視に努めます。また、各事業者による生産、加工、流通、販売に至る食品履歴情報の記録・管理を促進します。
2	行政が農薬等に関する使用基準を策定し、厳しく規制するとともに、違反した事業者の公表など厳正な処罰を行うべきである。食品衛生や安全管理に関する規則等は適宜改訂する必要がある。	５５	**〈既存施策・事業で対応〉** 農薬取締法に基づき使用基準が定められ、違反事業者に対する罰則も強化されています。 また、平成 18 年5月 29 日からは、食品衛生法に基づき全ての農薬等の残留基準が設定されるポジティブリスト制度が施行され、安全対策が強化されます。
3	緊急時の安全情報をはじめ、食に関するできるだけ多くの情報を正確に公開・公表し、不正確な情報による無用な不安感を防止する。	４９	**〈既存施策・事業で対応〉** 食による健康危害が発生するおそれがある場合は、迅速に対応するため対策本部等を立ち上げ、適切な措置を講ずることとしており、必要に応じこれらの措置に関し注意を促します（警報等）。 また、食に関する情報について、迅速かつ正確な情報発信に努めます。
4	生産者や製造者自身が今以上に品質管理を強化し、責任を持って情報を公開するなど、食の安全に取り組んでいることを PR する。	２７	**〈既存施策・事業で対応〉** 県では、県民に安全な食品を安心して食べていただくため、県内の食品を取り扱う施設が一定水準以上の衛生管理のもとで食品を製造・加工していることを知事が認定する独自の「兵庫県食品衛生管理プログラム」認定制度、及び安全性、品質、生産方法等の特性に関する基準を満たす県産農林水産物やこれを主原料とした加工食品を知事が認証する「ひょうご食品認証制度」を設けています。これらの認定制度では、申請により審査を行い、一定の基準に適合する食品や食品施設を認証・認定し、県のホームページや広報誌等で紹介しています。
5	公的機関が食の安全性を審査し、結果を公表するとともに、「安全性」を認証するなど支援の仕組みを構築する。	２５	

6	遺伝子組換え作物を使用した食品や輸入食品に対する規制及び検査体制を強化し、それらに関する情報公開を充実させる。	２２	**〈新規施策・事業で対応〉** 遺伝子組換え作物・食品については、消費者の選択に資するため食品表示の監視指導を徹底し、この取り組みを、今後条例に基づき策定する食の安全安心推進計画に位置づけることとしています。 また、輸入食品に対する監視指導は、国の検疫所が水際で監視していますが、県としては、検疫所と連携を密にして水際で問題となった情報を共有し、これを参考にしながら計画的な監視を行っています。 県が収去した遺伝子組換え食品や輸入食品の検査結果については、県ホームページで公開しています。
7	販売事業者等による表示の正確性（虚偽がないか）を検査する。	２０	**〈既存施策・事業で対応〉** ＪＡＳ法、景品表示法、食品衛生法等に基づき、引き続き表示の真正性等について監視指導します。
8	消費者一人一人が「食」について学習・認識すべきであり、行政はそれらの正しい知識を得られる場を設定すべき。	２０	**〈新規施策・事業で対応〉** 食の安全安心と食育に関する施策の推進にあたっては、県民フォーラムやミーティングなど様々な場所や機会を通じて対応していくこととしています。
9	トレーサビリティー（追跡可能性）を確立する。	１１	**〈既存施策・事業で対応〉** 食品事故発生時の迅速な対応を図るためにも、生産、加工、流通、販売に至る各事業者による食品履歴情報の記録・管理を促進します。
10	民間や第三者の研究機関が行った調査研究や安全食品の開発結果を公表する。	１０	**〈今後の検討課題〉** 県では、食の安全安心に役立てるため食品等の生産、製造及び流通に関する調査研究を推進するなかで、研究機関が行った調査研究に関する情報を収集します。但し、開発結果の公表は、開発した機関が判断し、行うものと考えます。

Q　食の安全・安心を高めるために、県が取り組むべきこと（前問の選択肢以外で自由記入）（７１件記載）			
番号	意見等の概要	件数	対応状況や考え方
1	現行法より厳しい条例を制定し、生産者に対する指導や違反した事業者の厳正な処罰、氏名の公表等を行う。	１４	**〈既存施策・事業で対応〉** 「食の安全安心と食育に関する条例」の中に県独自の安全基準の設定が行える規定を盛り込んでおり、違反者には罰則を科す規定を設けています。 また、県が食品衛生法に違反した者に対し行政処分又は書面による行政指導を行った事例については、同法に基づき、営業者の氏名等を県ホームページで公表しています。 http://web.pref.hyogo.jp/seikatsu/anzen/kohyo.htm
2	流通経路の安全性を確保し、その安全性をわかりやすく表示、公表する。また、安全に気を付けて取り組んでいる優良店を紹介する。	１１	**〈既存施策・事業で対応〉** 流通段階の安全性を確保するため、食品表示の講習会やパンフレットなど様々な機会・媒体を通じて周知しているところです。 また、食品衛生の優秀な店舗を推奨する制度は、（社）食品衛生協会が食品衛生優秀店舗推奨事業として取り組んでいます。
3	食品加工業者やレストランの衛生に関する情報など、多くの情報を公開する。	１０	**〈既存施策・事業で対応〉** 県では、年間計画に基づき食品営業施設に対する監視指導を実施しており、食品衛生法に違反し、行政処分等を行った場合には、その内容を県ホームページで公表しています。 また、兵庫県食品衛生管理プログラム認定制度では、一定レベル以上の衛生管理を行っている施設を知事が認定し、公表しており、今後この制度の普及推進に努めます。
4	立入検査や抜き打ち検査を実施し、結果を公表する。	9	**〈既存施策・事業で対応〉** 県では、県内の食品関係施設に対し、衛生的な食品の取扱いや食中毒の予防に関する指導を実施するため、「兵庫県食品衛生監視指導計画」に基づき計画的に、立入検査、収去検査等を実施しています。 その結果については、県ホームページで公表しています。 http://web.pref.hyogo.jp/seikatsu/syokuhin/data16/syokuhin_gaiyo_16.html

5	安全な食材の見分け方が学べる講習会やワークショップ、食品の生産地や製造工場を巡る体験ツアーを実施し、食に関する知識を高める。	5	**〈既存施策・事業で対応〉** 食に関する適切な判断に基づく健全な食生活を実践する力の育成や“ひょうご「学びの農」推進作戦”、産地巡りバス等による農林水産体験活動等を推進します。
6	無農薬栽培の普及促進に努め、地産地消を推進する。	4	**〈既存施策・事業で対応〉** 環境創造型農業推進事業等により環境への負荷を軽減する農産物の生産を推進するとともに、農産物直売所整備促進事業や兵庫県民農林漁業祭などの各種事業により身近な場所で育まれた旬のものを食する地産地消を進め、農林水産物を介して消費者と生産者がともに支え合う関係を構築します。
7	県民が食品製造工場への立入検査等に関わる仕組みをつくるなど、県民の目線にたった取り組みを推進する。	3	**〈既存施策・事業で対応〉** 食品営業施設への立入検査等は、食品衛生法に基づき、年間計画を定めて健康福祉事務所（保健所）の食品衛生監視員が行っており、計画及び実施状況を公表しています。このほか、（社）食品衛生協会の自主的な活動として、食品衛生指導員が各食品営業施設へ巡回指導を行っています。
8	災害時における飲料水の保管など、食に関する総合的な危機管理対策を確立する。	3	**〈既存施策・事業で対応〉** 県では、兵庫県地域防災計画に基づき、災害時の食品衛生対策、飲料水の供給対策等を行っており、定期的な訓練も実施しています。
9	各種事業者や他府県等と食の安全・安心に関する情報交換などを行い、連携・交流を促進する。	3	**〈既存施策・事業で対応〉** 県では、国や他の都道府県と常に情報交換を行いつつ、県、市町、事業者及び消費者が食の安全・安心に関する情報交換を行えるよう、県民フォーラムやミーティングなど様々な場所や機会を設けて連携と交流を促進しています。
10	表示生産地の真偽追求や食中毒発生時の原因究明・結果報告など、追跡調査ができる検証システムを確立する。	3	**〈既存施策・事業で対応〉** 生産から加工、流通、販売に至る各事業者が、食品履歴情報の記録・管理を行うための施策を推進します。
11	不安に思った食材を検査してくれる機関や検査員を充実させるとともに、中小企業等に対する技術支援機関の整備・強化に努める。	3	**〈既存施策・事業で対応〉** 食材の検査は、営業者の責任において県下の健康福祉事務所（保健所）や民間の登録検査機関等で実施できます。健康福祉事務所（保健所）では、人に健康被害等を及ぼすおそれがある食品は、調査し、検査等を行う場合があります。 また、事業者への衛生指導は健康福祉事務所（保健所）が実施し、事業者への技術支援は県食品産業協議会において「食品企業安全・安心相談室」を開設し、中小規模食品事業者へのア

			ドバイスを実施しています。
12	学校給食において、子どもの食育に関する行事の実施や栄養面での指導など食育の推進を図る。	3	**〈既存施策・事業で対応〉** 学校においては、地域や児童生徒の実態を踏まえて、米飯給食や地域の食材等を取り入れるなど、学校給食を活用した行事や指導等に取り組んでいます。また、学校における食育の一層の充実を図るため、平成 17～18 年度実施の「食で育む子どもの未来」食育推進事業を通じて、本県における食育のあり方、効果的な指導等について研究を行っています。

Q　現在、家庭で「食育」について取り組んでいること、その他「食育」についての意見 （２００件記載）			
番号	意見等の概要	件数	対応状況や考え方
1	旬の野菜や新鮮な魚などを多く摂るなど、多数の食材を使ったバランスの良い食生活をする。	５０	**〈既存施策・事業で対応〉** 現在、「健康食生活ひょうごプラン実践事業」「食生活改善講習会」等により、バランスの良い健全な食生活の実践力育成に取り組んでおり、食の健康運動を通じ、県下に普及啓発を図っています。また、今後は、「食育推進地域づくり事業」により、地域における食育推進の体制を整備することとしています。
2	家族一緒に食事をし、食べ物が身体に与える働きや栄養素などについて子どもに伝えたり話し合う。	４６	**〈新規施策・事業で対応〉** 平成 18 年度に展開する「食育推進キャンペーン」において、「家族一緒に食事をする」こと等の普及を図るとともに、あらゆる機会、あらゆる場所において食育を推進することの重要性について普及を図るよう取り組むこととしています。
3	食事やおやつは添加物や保存料を使わずに手作りを心がけ、塩分や油分を取りすぎないようにする。	２６	**〈既存施策・事業で対応〉** 現在、「健康食生活ひょうごプラン実践事業」「食生活改善講習会」等により、塩分や油分の適正な摂取等を含め、食に関する適切な判断に基づく健全な食生活の実践力を育成しており、食の健康運動を通じ、県下に普及啓発を図っています。また、今後は、「食育推進地域づくり事業」により、地域における食育推進の体制を整備することとしています。
4	家庭菜園等で、無農薬や低農薬の野菜等を栽培したり、無農薬食品などを食べる。	１５	**〈既存施策・事業で対応〉** 引き続き、市民農園の整備を推進します。
5	全ての食材に対し、生産者の苦労への感謝の気持ちを忘れず、食べ物を無駄にしないよう心がける。	１４	**〈既存施策・事業で対応〉** “ひょうご「学びの農」推進作戦”による農林水産体験活動等を通じ、農林水産業への理解と感謝の念を深めるための事業活動を実施しています。
6	学校給食について再考するなど、教育の現場から食育に取り組むべき。	１２	**〈既存施策・事業で対応〉** 教職員対象の研修会等で、学校給食を活用した食育の重要性について啓発するなど、「生きた教材」としての学校給食の充実に取り組んでいます。また、学校における食育の一層の充実を図るため、平成１７～１８年度実施の「食で育む子どもの未来」食育推進事業を通じて、本県

			における食育のあり方、効果的な指導等について研究を行っています。
7	野菜や米を作るところを見学するなど、自ら体験・学習する。	１０	**〈既存施策・事業で対応〉** “ひょうご「学びの農」推進作戦”により、農林水産体験活動等を推進します。
8	食育の重要性・普遍性について国政レベルで推進できるよう県で取り組むべきであり、安全性の確認に関して、行政が生産者を指導監督したり、育成することが大切。	１０	**〈既存施策・事業で対応〉** 食育については、国、県、市町において各々推進計画を策定し、重要性等の普及をはじめ全国で総合的・計画的に施策を推進することとしています。また、食の安全性については、食品衛生法やＪＡＳ法等に基づく監視指導を、国、市町、関係団体等と連携して実施します。
9	日本人は、米をはじめとする伝統的な日本食を食べるべき。	7	**〈既存施策・事業で対応〉** 「おいしいごはんを食べよう県民運動」や農産加工グループへの支援等により伝統的な食文化の継承を推進します。
10	自給自足や地産地消の推進など、県が安全な農業政策に取り組むべき。	5	**〈既存施策・事業で対応〉** 身近な場所で育まれた旬のものを食する地産地消を進め、農林水産物を介して消費者と生産者がともに支え合う関係を構築します。
11	年齢相応の食生活をする。	3	**〈既存施策・事業で対応〉** 現在、「食の健康運動」「健康食生活ひょうごプラン実践事業」「食生活改善講習会」等により、健全な食生活の実践力を育成し、年齢相応の食生活の普及を推進しています。
12	栄養士の関わる機会を増やし、活用する。	2	**〈既存施策・事業で対応〉** 食育の推進に関しては、地域では健康福祉事務所（保健所）の栄養士が担当しており、現在、「健康食生活ひょうごプラン実践事業」等を実施しています。また、今後は、「食育推進地域づくり事業」や市町栄養士等を対象とした研修を行い、栄養士が中心になって地域の食育推進体制を整備することとしています。